

睡眠検査は勤務時間とせよ！

SAS（睡眠時無呼吸症候群）検査の実施について業務委員会開催

10月27日、本部は業務委員会を開催し「睡眠検査の実施について」会社から説明を受けました。会社は、従来より自己申告や健康診断結果から、SAS（睡眠時無呼吸症候群）の疑いがある運転士に対して簡易検査を実施し、精密検査を行ってきたが、今後睡眠に関する自己管理をこれまで以上に支援し、さらなる安全安定輸送を確保するとして、動力車操縦者免許を取得しようとする者、動力車操縦者運転免許を有し、列車または車両の操縦業務を行っている者又は行うことが予定されている者に対して睡眠検査実施するものです。検査の方法は、自宅において自己の時間で簡易検査器（ソムニー）によるスクリーニングをするというものです。

本部は、睡眠検査制限をつけることは乗務員に負担を強いるものであり勤務時間とすることを強く主張し、いくつかの点について議論をしました。

組合：検査は、どのような方法で行うのか。

会社：鼻の下に管の器具をつけて測定をする。場所は自宅で行ってもらう。

組合：検査は全乗務員が対象となるのか。

会社：動力車操縦運転免許を取得しようとする者は、研修センターに入る前に実施する。動力車乗務員、車両の操縦をする者は全て実施することとなる。

組合：SASの検査は会社の安全の担保として実施するもので勤務時間とするべきだ。

会社：臨時健康診断として実施するので、自己の時間となる。

組合：乗務員は定期健康診断も自己の時間であり、この検査も自己の時間なのか。

会社：自己の時間となる。社員は就業規則に基づき健康診断は受けなければならないと決められている。

組合：会社は、睡眠検査について何に基づいて決めたのか。

会社：国交省の指導があり実施している。

組合：自己の時間でする検査なのに、いつ、どこで検査するのは自由であるはずだ。

会社：翌日が勤務でない休みの日に検査するのが望ましい。

組合：勤務時間ではないので、乗務員の宿泊先で検査しても自由である。

会社：検査器具をつけると眠れないという人もいるので、休日に行うのが望ましい。

組合：対象者は何人いるのか。1回の検査で、何人が実施するのか。

会社：約2,000人が対象者となる。1回の検査は170人である。

組合：過去にSASと判定された乗務員何人か。

会社：平成15年の当初は多かったが、平成19年度は新幹線1名、在来線が6名である。

組合：会社は、睡眠に関する自己管理をこれまで以上に支援するとしながら、「健康診断は自己の時間、睡眠検査は翌日が休日の日に実施するのが望ましい」として乗務員に負担をかけてきている。自己の時間で検査をするのは問題だ。詳細については、後日申し入れをする。

以上

睡眠検査の実施について

平成20年10月27日
人 事 部
安 全 対 策 部

従前より自己申告や健康診断結果から、SASの疑いがある運転士に対し簡易検査を実施し、精密検査を行ってきたが、今後睡眠に関する自己管理をこれまで以上に支援し、さらなる安全安定輸送を確保するために、下記のとおり睡眠検査を実施する。

記

1. 対象者
動力車操縦者運転免許を取得しようとする者、動力車操縦者運転免許を有し、列車または車両の操縦業務を行なっている者又は行なうことが予定されている者
2. 検査内容
 - (1) 簡易検査機器（ソムニー）によるスクリーニング
 - ・ 健康診断の一環として実施する
 - ・ 検査は自宅等にて自己の時間で行う
 - ・ 簡易検査の結果SASの疑いがあると管理医が判断した場合、要精密検査とし、SASが改善するまでは操縦業務は不可とする
 - (2) 精密検査
 - ・ 委託先医療機関（豊橋または岐阜）において24時間1泊2日で実施する（夕方～翌日夕方）
 - ・ SASと判定された場合は続けて1泊2日（夕方～翌日朝）の治療を実施することを基本とする（計2泊3日）
 - ・ 勤務は、精密検査は2暦日のみなし出張、治療は自己の時間とする
 - ・ 精密検査に関する費用は会社が負担し、治療に関する費用は自己負担とする
 - ・ 治療効果が認められた場合は操縦業務可とする
3. 検査周期等
1巡後、2巡目以降を実施する。
4. 実施予定時期
平成20年11月1日以降準備出来次第